

ID: 258

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	高根沢町下水道条例 第40条及び第41条		
例規番号	平成5年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第40条及び第41条の規定による。 (罰則)</p> <p>第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第6条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を施行した者又は虚偽の確認申請をした者</p> <p>(2) 第7条の規定に違反して工事を施行した者</p> <p>(3) 第8条第1項、第14条、第15条又は第17条の2の規定による届出を怠った者</p> <p>(4) 第9条の命令に従わなかった者</p> <p>(5) 第11条の規定に違反した者</p> <p>(6) 第19条第1項の規定による装置の取付けを拒否し、又は妨げた者</p> <p>(7) 第23条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(8) 第35条第2項の規定の指示に従わなかった者</p> <p>(9) この条例の規定による申請書、届出書、申告書及び資料で不実の記載のあるものを提出した者</p> <p>第41条 偽りその他不正な手段により使用料及び手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日